



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.4.20 No. 3780

突発の連交「わからない」の何をも聞いても

平成5年4月14日
千葉支社

動労千葉申第29号(申入書)に対する回答及び見解

- 4月1日-2日のストライキ期間中乗務した他労組の組合員に対し、「食事代」と称して現金を支給したことについて、次の点を明らかにされたい。
 - 支給の根拠及び範囲を明らかにすること。
 - 4月1日の動労千葉からの問い合わせに対して、「運転士には支給していない。支給の対象は対策員だけである」と偽りの回答をしたことについて、明確な釈明をすること。

輸送混乱時において、輸送を確保するために従事した社員に対し支給したものである。

スト破り金支給で団交(4/14)

四月十四日、四・一―二ストに對する、JR当局の不当極まりない数々のスト圧殺攻撃について団体交渉が行なわれた。交渉は一回で終了せず、引続き二六日にも行なわれることとなったが、今回はスト破りに對する現金支給問題についての交渉経過を報告する。

【交渉の主な経過】

組 わずか一行では、回答にもなっていない。地労委命令が出された3日後に現金を配るなど非常識も甚だしい。一体どのような判断から金を配るなどという発想が生まれたのか？

また、金を支給するには就業規則上りの根拠が必要はずだが、根拠と支給の範囲について、質問に對する回答はされていない。さらに、(2)項の質問にも全く回答がないではないか。

当 現金を一定額配った訳ではない。食事代の概算払いとして前渡ししただけだ。弁当を配るなど食事代そのものの支給は前からやっている。しかし現物では衛生上の問題が予測されるので今回は現金を前払いした。前払い・概算払いをしたことは以前にもある。

なお、根拠としては会計上は雑費からの支出になる。雑費の支出は所属長の判断でできることになっている。

支給の範囲は、対策員とスト当日乗務をした運転士であり、一日夜と二日朝食分である。

スト当日回答したこともなく、このように

当 (2)項については、このような

組 やりとりがあったという事実はわかった。言い方に曖昧なところがあつたようだが、乗務員にも支給している、していないということは、明確に言わなかつたようだ。

組 自ら回答したことまでウソをつくのか！

【当日の電話でのやりとり】

組 (動労課長に電話) 千葉 運転区で、出勤した乗務員に現金を配っているという話があるが、本当か？、一体どういふことなのか？

動労課長 乗務員に現金を配っている？

組 そうだ。

動労課長 どういうことか解らないので調査する。

(動労課長より電話)

動労課長 金の件は、食事代ということ添乗者に配っているということだ。運転士には配っていない。それを運転士にも配っていると勘違いしたのではないか。

組 添乗者とは、スト対策員ということか。

動労課長 そうだ。

組 そもそも対策員に弁当代を配る根拠は何なのか。

動労課長 半日当ということだ。弁当を出すことができる就業規則等に定めがあるのか。

組 ない。

組 ケースバイケースなどという

(輸送課代理が電話にでる)

輸送課代理 金の件は、今言ったように添乗などの対策員に配っている。今までは弁当を出していたが、衛生上問題があるということ。今回は現金で渡すことにした。

組 運転士には配っていないということ間違いないのか。

輸送課長 まさか運転士には出さないですよ。

輸送混乱時たからというへ

組 回答では、「輸送混乱時に輸送を確保するために従事した社員に支給した」とあるが、災害等の輸送混乱時に、乗務員に食事代が支払われたなどということとは聞いたことがない。

当 それはケースバイケースということになる。今回は、全体としてかなり広範囲な行路の変更があつたということで、全体の区別はつけづらいので当日乗務をした乗務員全体に支給した。

組 この間も地震、台風など大きな輸送混乱があつたが、支給したことがあるのか。

当 通常のダイヤの乱れでは配ったことはない。

組 今までも概算払いをしたことがあるというが、いつか。

当 具体的にいつというのは解らない。

が金を払う以上、基準がなければおかしいではないか。

当 それは所属長が判断する。

組 「雑費は所属長の判断でだせ、出したの輸送混乱時だからだ、どのような場合にだすかは所属長が判断する」では、言っていることがどうどう巡りしているだけだ。

当 ……………

結局、「スト対策で支給した」と認めざるを得ず!!

組 雑費からの支出であろうと何であろうと、会社が組織としてやることである以上、明確でなければならぬ。今までの輸送混乱時には支払われていないことや、今回に限って言っても、「輸送確保に従事した者」と言えば運転士に限らないはずだ。支給範囲や基準はどうなっているのか。

当 今までも、十二月五日、一月十八日、三月十八日からとかのストライキのときには、対策員と代替乗務員には弁当を出している。

今回の範囲は、対策員・乗務員と、駅では、ストの指名駅は対策本部を設置しているので弁

当を支給している。車掌等はスト対象者がいないので、出してない。

組 と言うことは、一般的な輸送混乱というよりも、スト対策で出したということだね。

当 今回はスト対策だ。

組 再確認するが、スト対策で金を出したということでは間違いはないわけだね。

当 輸送混乱が予想されるスト対策ということだ。

どこの誰に支給したのかも「わからぬ」の連発

組 駅では、勤労千葉の組合員が指名ストに入った駅で食事代なり弁当を配ったというが、指名スト対象駅は全駅で配ったのか、また代替勤務した者に配ったのか、職員全体に配ったのか。

当 個別にどうだということはない。千葉駅、蘇我駅など大きな駅で輸送混乱に係わった駅では配っていると思うが、スト拠点駅でも全て配ったかどうかは解らない。スト拠点駅以外でも配った駅があるかどうかも解らない。

組 先の回答では、スト時の乗務員に対する弁当の配布も今までは、スト代替乗務員ということ

だが、今回は当日勤務の全乗務員に配ったのは何故か。

当 輸送を確保するのは、特定行路の乗務員ばかりではない。識別はできない。

組 今回からは、代替ばかりでなく全体に拡大したその判断の根拠を聞いてみるのだ。

当 いつから乗務員全体に出すようになったかは解らない。しかし、このような取り扱いは今回ばかりではない。少なくとも平成三年度のストのときはやっている。そのときどのような判断が行なわれたかは解らない。

いったん回答したことも結局あやふやに

組 八九年十二月五日、翌一月十八日のストのときに代替乗務員に弁当を出した、というのは間違いないか。

当 だしている。

組 それでは何故、その後二月にJR総連から、スト時に輸送確保に協力した者の食事代は会社で持てという申し入れが行なわれているのか。

当 (勤労) 私の記憶では出して

当 (車務) ウーン? ……………

当 (人事) いや、当時は対策員だけではないか? ……………

組 どうなっているのだ。それは、ストのとき乗務員に弁当を出しているのはいつからか。当 …………… 少なくとも今回が初めてではない。十二月五日云々は記憶に基づいて、と言ったが

組 これは収入になるのかどうか。当 位置づけとして輸送混乱時だからということをやった。収入になるかどうかは、現物支給という考え方は確かであるが、金額の多寡によっておのずとキメがある。食事代程度では収入にならない。

組 その根拠はなにか。

当 何条のどこか、ということは今解らない。

組 スト対策員に弁当をだすのは「半日当だ」と言っているが、根拠規定があるのか。

当 対策員については、出張扱いとなるので旅費規定で半分の日当を払うことになっているので弁当を半日当としてだしている

組 何を聞いても「わからない」では交渉にならない。

当 回答できなかった部分については、調査のうえ再回答する。

組 そもそも正規の賃金の他に乗務員の食事代を会社がもつというのはどのような位置づけか。

さらにも「わからぬ」の連発!!

天皇の沖縄訪問反対
沖縄のPKO最前線
基地化を許すな!!

4/25 全国統一行動

東京渋谷・宮下公園・正午
指定列車・千葉駅発⑤10時23分快速